

意 見 書

この条例の制定には賛成しかねる。

理 由

今回の地方自治法第74条第1項の規定に基づく条例制定の直接請求は、平時から非武装・無防備の都市づくりを進め、住民の生命と安全を守ろうとする趣旨と思われる。

しかしながら、戦争に関する事務並びに戦争及び武力行使に協力するための事務及び業務については、地方公共団体がこれらの事務及び業務を処理することは想定されず、また、自衛官の募集に関する事務については、地方自治法に規定する法定受託事務であることから、この事務を行わないこととする本条例案は、同法に抵触するおそれがあるものとする。

さらに、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）第59条第2項の規定による無防備地区の宣言（以下「無防備地区宣言」という。）については、無防備地区宣言を発することができる主体は、原則として政府とされており、地方公共団体の長等が無防備地区宣言を行うことはできないとするのが国の見解であること、及び同項に定める無防備地区の条件は地方公共団体の権限で備えることができないことから、無防備地区宣言は、地方公共団体が発することができないものであり、無防備地区宣言を発することとする本条例案は、地方自治法に抵触するおそれがあるものとする。

もとより、市民の平和と安全を確保することは、国だけでなく地方公共団体にとっても重要な責務である。

本市においては、昭和57年に都道府県や他の政令指定都市に先駆けて核兵器廃絶平和都市宣言を行うとともに、川崎市基本構想においても、民主主義の下での人権の尊重と平和への貢献をその根本的な理念とし、これらを基に、様々な平和施策の推進に取り組んでいるところである。

今後とも、市民が平和で良好な環境の下で、将来に向かって明るい展望を抱くことができるように、本市のまちづくりの基本目標である「誰もがいきいきと心豊かに暮らせる持続可能な市民都市かわさき」を目指して、平和施策を推進していく所存である。

平成20年 7 月 22日

川崎市長 阿 部 孝 夫